

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

殿

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令等
の施行について（通知）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第229号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第114号）が本日付で公布され、7月18日付で施行されるところである。

上記においては、社会福祉士試験、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験手数料の額の見直し等が行われた。

各自治体におかれては、貴管下市区町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方を願う。

記

第1 社会福祉士試験、介護福祉士試験及び精神保健福祉士試験の受験手数料の額の見直し

社会福祉士試験・介護福祉士試験・精神保健福祉士試験の実施にあたっては、受験手数料で試験運営経費を賄うこととしているが、受験申込者数の減少及び物価・人件費の高騰等の影響により、令和6年度以降、試験運営経費が受験手数料収入を大幅に上回っていることを踏まえ、社会福祉士試験の受験手数料の額を24,300円、介護福祉士試験の受験手数料の額を20,510円、精神保健福祉士試験の受験手数料の額を28,910円とすることとした。

第2 社会福祉士試験及び精神保健福祉士試験の試験科目を免除される場合並びに同時受験する場合の受験手数料の額の見直し

① 試験科目が免除される場合の受験手数料の額は次のとおりとした。

社会福祉士試験 20,460 円、精神保健福祉士試験 22,950 円

② 試験を同時に受ける場合の受験手数料の額は次のとおりとした。

社会福祉士試験 21,720 円、精神保健福祉士試験 23,300 円

第3 その他所要の改正